

議案第38号

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年2月19日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の細目の表示に下線が引かれた条及び号の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示並びに削除条等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の細目の表示を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。） 第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項並びに <u>第9条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</u> 第42条及び第43条第3項の規定に基づき、 公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号） 第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第1条 この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「法」という。） 第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、<u>第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）</u> 第42条及び第43条第3項の規定に基づき、公益的法人等（法第2条第1項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への県の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第4条第1項に規定する職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（以下「職員」という。）の派遣等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
(職員の派遣)	(職員の派遣)

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア～ク 略

ケ 略

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

（2）略

2及び3 略

第2条 任命権者（法第2条第1項に規定する任命権者をいう。以下同じ。）は、公益的法人等のうち、次に掲げるものとの間の取決めに基づき、当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。

（1）一般社団法人又は一般財団法人のうち次に掲げるもの

ア～ク 略

ケ 財団法人鳥取県部落解放研究所（昭和62年6月1日に財團法人鳥取県部落解放研究所という名称で設立された法人をいう。）

コ 略

サ 略

シ 略

ス 略

セ 略

ゾ 略

（2）略

2及び3 略

(特定法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社（以下「特定法人」という。）は、智頭急行株式会社とする。

(退職派遣者とならない職員)

第11条 法第10条第1項に規定する条例で定める職員は、第2条第2項各号に掲げる職員とする。

(退職派遣者を採用する場合)

第12条 法第10条第1項に規定するその他の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 法第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「退職派遣者」という。）が特定法人の役職員の地位を失った場合

(2) 次に掲げる場合であって、退職派遣者を引き続き特定法人の役職員として在職させることができないか又は適当でないと認められる場合

ア 退職派遣者の特定法人の業務への従事が法又はこの条例の規定に適合しなくなった場合

イ 法第10条第1項の規定により締結された取決めに反する

こととなった場合

ウ 退職派遣者が心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合又は長期の休養を要する場合

エ 退職派遣者が刑事事件に関し起訴された場合

(3) 公務上の必要その他特別の事情により退職派遣者を職員として採用することが必要と認められる場合

(退職派遣者を採用しない場合)

第13条 法第10条第1項に規定するその他条例で定める場合は、退職派遣者が特定法人の業務に従事すべき期間に、刑法（明治40年法律第45号）その他の法令の規定に違反した場合であつて、当該退職派遣者が引き続き職員として在職したものとみなしたならば、地方公務員法第29条第1項の規定による免職の処分を行うことが適当であると認められるときとする。

(決めで定める事項)

第14条 法第10条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第10条第1項に規定する要請に係る職員の特定法人における福利厚生に関する事項
- (2) 前号に規定する職員の特定法人における業務の従事の状況の連絡に関する事項

(採用された職員に関する給与条例の特例)

第15条 法第10条第1項の規定により採用された職員（企業職員である職員及び現業職員である職員を除く。次条から第18条までにおいて同じ。）に関する給与条例第12条の2第1項第1号の規定の適用については、特定法人において就いていた業務を公務と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤を同条例第12条の2第1項第1号に規定する通勤とみなす。

(退職派遣者の採用時における処遇)

第16条 退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うこと

ができる。

(採用された職員に関する退職手当条例の特例)

第17条 法第10条第1項の規定により採用された職員に関する退職手当条例の規定の適用については、特定法人の業務に係る業務上の傷病又は死亡は退職手当条例第4条の表2の項(5)、第5条の表1の項(2)及び第8条の2第1項の公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働者災害補償保険法第7条第2項に規定する通勤による傷病は退職手当条例第4条の表2の項(4)、第5条の表2の項(6)及び第8条の2第1項の通勤による傷病とみなす。

第18条 職員が、法第10条第1項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人であって、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ退職手当を支給されないで引き続いて当該特定法人に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）としての勤続期間に通算する

ことと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続いて法第10条第1項の規定により職員として採用された場合においては、その者の退職手当条例第9条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、退職手当条例第9条（第5項を除く。）の規定を準用して計算する。

3 法第10条第1項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、人事委員会規則で定める場合を除き、退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(報告)

第19条 任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、退職派遣者の特定法人における処遇の状況等及び退職派遣者が法第10条第1項の規定により職員として採用された場合における

(人事委員会規則への委任)

第10条 略

処遇の状況等を人事委員会に報告しなければならない。

(人事委員会規則への委任)

第20条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者については、改正前の鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第10条から第19条までの規定は、なおその効力を有する。